

*** クラブ登録 及び 入会案内 ***

《クラブ登録について》

クラブ登録は年1回総務に申請します。

①クラブ登録申込書に記入し、**12月8日必着**で総務宛に郵送してください。

クラブ登録申込書は総務より11月中旬に各クラブに郵送します。

②新規のクラブ登録は、ホームページからクラブ登録申込書をダウンロードし、①に同じく総務宛に郵送してください。（送付先は総務アドレスへお問い合わせください）

（原則としてクラブ名5文字程度、5名以上の会員で登録）

*新規クラブ登録は年度途中は出来ません。この時期に申請してください。

クラブ登録申込書は、11月中旬よりこのホームページからダウンロードできます。
「お問い合わせ」は下記総務アドレスからメールでお願いいたします。

《クラブ移籍について》

会員のクラブ移籍は、総会(2月)前の定められた期間に、移籍先の登録クラブの代表者から移籍届に記入し、総務宛に郵送してください。

その際、「～クラブから移籍」と旧クラブ名・クラブ番号を記入してください。

*クラブ移籍は年度途中には出来ません。この時期に申請してください。

*個人登録会員からクラブへの移籍も、年度途中出来ません。この時期に申請してください。

《入会手続きについて》

①継続入会の手続きは、ブロック集会(1月)から定められた期日までに年会費1,000円(内、本部会費400円)を振り込み、継続入会書類を添えて、クラブ代表者が手続きをしてください

②新規入会の場合は、入会金1,000円・年会費1,000円(内、本部会費400円)を振り込み、入会申込書の裏に受領証またはATMご利用明細票のコピーを貼付してクラブ代表者が手続きをしてください。

*新規入会者は随時受付けています。

《個人登録会員について》

①継続入会(クラブから個人への移籍)の手続きは、ブロック集会から総会(2月)前の定められた期間に、年会費1,000円(内、本部会費400円)・個人登録料1,000円を振り込み、受領証またはATMご利用明細票のコピーを個人登録申込書の裏に貼付して、会員本人が手続きをしてください。

本年度の個人登録会員へは継続手続きのご案内を郵送しませんので、ホームページをご確認の上、各自で手続きをしてください。

※2019年度の「個人登録継続」手続き締切は、2018年11月30日です。

※2019年度の「クラブから個人への移籍」申込締切は、2019年1月31日必着です。

②新規入会の場合は、入会金1,000円・年会費1,000円(内、本部会費400円)・個人登録料1,000円を振り込み、受領証またはATMご利用明細票のコピーを裏に貼付した個人登録申込書に入会者本人が記入し、手続きをしてください。

*新規入会者は随時受付けています。（再入会についての詳細はお問い合わせください。）

*個人登録会員⇄クラブ登録会員の移籍は年度途中出来ません。この時期に申請して下さい。

※個人登録会員の方は、必ずブロック集会(1月)と総会(2月)への出席をお願い致します。

《他支部からの入会について》

他支部からの入会は、新規入会となります。上記と同じく手続きしてください。

*新規入会者は随時受付けています。

※総務からのお願い

年度途中に会員の住所・電話番号などの変更があった場合は、変更届に記入し速やかに総務宛に郵送して下さい。代表者の変更の場合は、即時連絡して下さい。

書類郵送先

総務 坂口 育子

総務アドレス

soumu@joshiren-chiba.org